

特定建設作業を実施するみなさまへ

ビルの解体、建築や道路掘削などの工事を行う際に、騒音規制法施行令及び振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業を実施する場合は、作業開始の日の7日前までに「特定建設作業実施届出書」の提出が必要です。

必要書類を添付の上、環境課に届出をお願いします。

届出期限

特定建設作業の開始の日の7日前まで

(届出期限の「7日」とは、届出を行った日及び作業開始日を含みません。たとえば、4月9日から特定建設作業を実施する場合、4月1日までに届出が必要になります。)

届出提出先

環境部環境課指導係（区役所北棟3階10番窓口）

電話 03-5662-1995（直通）

届出の提出部数

正副2部（1部は窓口審査後お返しします。）

届出の作成について

届出には以下のような書類が必要です。

- ・特定建設作業実施届出書
- ・近隣図（作業実施場所の周辺建物状況がわかるもので、作業実施場所の敷地境界から半径80mを囲ったもの）
- ・作業工程表（作業全体の工程表で、特定建設作業期間がわかるように赤鉛筆などで印をつけたもの）
- ・公害防止対策図（作業を行うにあたっての対策図）
- ・日曜日、休日、夜間等に特定建設作業を実施する場合には、警察署の発行した許可書等の写し

その他

- ・市販の住宅地図等を利用する際、複製物使用の許可が必要な場合がありますので著作権者等に必ずご確認ください。
- ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する建設機械（低騒音型建設機械）は、国土交通省のホームページでも確認できます。
（「低騒音型機械」で検索しますと該当するホームページが表示されます。）
- ・特定建設作業該当の有無については表1でご確認ください。
- ・工事に伴う騒音・振動の苦情相談が多くなっています。近隣に配慮した工事をお願いします。

問い合わせ先

江戸川区環境部環境課指導係

江戸川区中央1-4-1（北棟3階10番窓口）

電話 03-5662-1995（直通）

作業の種類			騒音	振動	
くい打機等を使用する作業	既成くい直打工法	打撃工法	ディーゼルパイルハンマー	○	
			気動ハンマー	○	
			油圧ハンマー	○	
			ドロップハンマー	○	
			エアーハンマー	○	
			パイルエキストラ(引抜き)	○	
			もんけん(人力によるもの)	—	
		振動工法	バイプロハンマー	○	
			サイレントパイラー	—	
	既成くい埋込み工法		パイルマスター	—	
			直接打込み	○※1	
びょう打機等を使用する作業	既成くい場所造成くい(場所打くい)	プレボーリング工法 セメントミルク工法 中掘工法 ジェット工法	アースオーガー併用	—	
				※2	
				※2	
				※2	
	場所造成くい(場所打くい)	ベノト工法(オールケーシング工法)	—	—	
		アースドリル工法	—	—	
		リバースサーキュレーション工法	—	—	
さく岩機等を使用する作業	リベットハンマー インパクトレンチ 油圧式レンチ 電動レンチ	リベットハンマー	○	—	
		インパクトレンチ	—	—	
		油圧式レンチ	—	—	
		電動レンチ	—	—	
	さく孔を主とするさく岩機	ブレーカー	ジャイアントブレーカー	○	
			ハンドブレーカー	○	
			ハンマードリル	○	
			ピックハンマー・電動ピック	○	
		さく孔を主とするさく岩機	ジャックハンマー(シンカ、ハンドハンマー)	○	
			レッグドリル(レッグハンマー)	○	
			ストーパ	○	
			ドリフタ	○	
			ワゴンドリル	○	
			クローラドリル	○	
その他の機械を使用する作業	コンクリートカッター ニブラ ペンチャ	コンクリートカッター	—	—	
		ニブラ	—	—	
		ペンチャ	—	—	
	ブルドーザー トラクターショベル バックホウ コンプレッサー(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のもので、さく岩機の動力として使用するものを除く) 振動コンパクター	ブルドーザー	※3	—	
		トラクターショベル	※3	—	
		バックホウ	※3	—	
		コンプレッサー(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のもので、さく岩機の動力として使用するものを除く)	○	—	
		振動コンパクター	—	—	
		コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る)	○	—	
		アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)	○	—	
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			— ○	
	舗装版破碎機を使用する作業			— ○	

※1 圧入式くい打くい抜機を使用する場合は、届出の必要はありません。

※2 直打工法を併用する場合のみ届出の必要があります。

※3 ブルドーザーは40kW以上、トラクターショベルは70kW以上、バックホウは80kW以上の機種を使用する場合は届出の必要があります。ただし、環境大臣が指定する低騒音型機種の場合は届出の必要ありません。